

ご遺族の方へ

品川区

はじめに

ご家族のご逝去に心よりお悔やみ申し上げます。

ご遺族の方が区役所または関係機関で行う手続きについて、ご案内を作成いたしました。

保険・年金の加入状況や年齢等に応じて手続き内容が異なりますので各担当部署でご確認のうえお手続きしてください。

また、この案内は、亡くなられた方が品川区に住民登録をされている方を対象としております。品川区以外に住民登録をされている方は、住民登録地の区市町村にお問い合わせください。

● 死亡届について ※火葬が済んでいる場合は死亡届の提出はされております

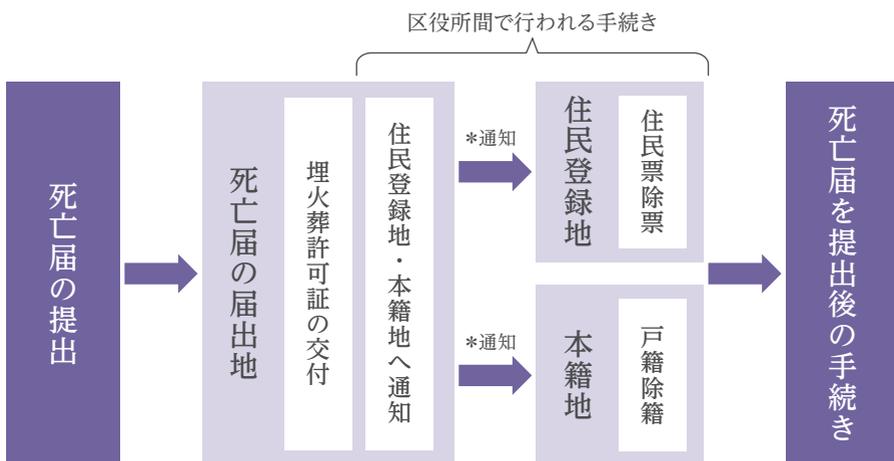
届出期間：死亡の事実を知った日から7日以内

届出人：死亡者の親族・同居者・家屋管理人・後見人等

届出地 ①死亡者の本籍地 ②届出人の所在地 ③死亡地 のいずれかの区市町村

死亡届を提出すると、火葬・埋葬に必要な『埋火葬許可証』が交付されます。

また、死亡届の届出地からの通知により、住民登録地では住民票が除票、本籍地では戸籍が除籍されます。



*死亡届の届出地からの通知に数日から数週間かかる場合があります

品川区は、限りある地球環境の保護に積極的に取り組んでいます。この印刷物は環境保護印刷推進協議会(E3PA)の認証を受け、グリーンプリンティング認定工場で作成しました。



目次

1. 住民登録 3
2. 年金 3
3. 国民健康保険・後期高齢者医療制度等 4
4. お子さんが亡くなられた場合 4
5. 障害のある方が亡くなられた場合 5
6. その他の手続き 6
7. 住民票・戸籍等の証明発行 8
8. 区役所以外の手続き 9
9. 身近な人、大切な人を亡くした時 10

品川区役所

〒140-8715 品川区広町 2-1-36

電話 3777-1111(代表)

窓口 月曜日から金曜日の
午前 8 時 30 分～午後 5 時
休日：土曜日、日曜日、祝日、
年末年始(12月29日～1月3日)
※一部日曜開庁、火曜延長窓口あり

交通 JR線・東急線・りんかい線大井町駅徒歩 8 分
東急大井町線下神明駅徒歩 5 分

品川区ホームページ <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp>



1. 住民登録

● 世帯主の変更

亡くなられた方が世帯主だった場合、区側で新しい世帯主を設定します。
世帯主の変更希望がある場合はお問い合わせください。

● 印鑑登録証(カード)の廃棄

死亡により登録抹消となりますので、印鑑登録証(カード)は廃棄してください。

● 住民基本台帳カードの返還

戸籍住民課住民異動担当窓口にて返還してください。

● マイナンバー(個人番号)カードの保管

マイナンバー(個人番号)カードおよび通知カードは、番号の確認のために返還せずお手元に保管してください。

問い合わせ先	戸籍住民課 住民異動担当 (区役所議会棟 3階)	電話：5742-6660 FAX：5709-7625
--------	-----------------------------	-------------------------------

2. 年金

● 国民年金死亡一時金の請求(請求期限2年)

● 寡婦年金、遺族基礎年金受給の手続き

● 障害基礎年金の未支給年金の請求

問い合わせ先	国保医療年金課 国民年金係 (区役所本庁舎 4階)	電話：5742-6682 FAX：5742-6876
--------	------------------------------	-------------------------------

● 老齢基礎年金、厚生年金の未支給年金の請求

● 遺族厚生年金の請求

問い合わせ先	品川年金事務所(大崎5-1-5高徳ビル)	電話：3494-7831 FAX：3779-3449
--------	----------------------	-------------------------------

● 共済年金受給権者死亡届・未支給年金の請求等

問い合わせ先	各共済組合
--------	-------

3. 国民健康保険・後期高齢者医療制度等

● 介護保険証の返還等

高齢者福祉課窓口または各地域センターで返還してください(期限はありません)。
ご逝去後の介護保険関係書類をご遺族等の住所へ送付希望の場合は、お申し出ください。

問い合わせ先	高齢者福祉課 介護保険料係	電話：5742-6681
	(区役所本庁舎 3階)	FAX：5742-6881

● 国民健康保険証の返還

問い合わせ先	国保医療年金課 資格係	電話：5742-6676
	(区役所本庁舎 4階)	FAX：5742-6876

● 国民健康保険加入者葬祭費の請求(請求期限2年)

問い合わせ先	国保医療年金課 給付係	電話：5742-6677
	(区役所本庁舎 4階)	FAX：5742-6876

● 後期高齢者医療被保険者証の返還

● 後期高齢者医療制度加入者葬祭費の請求(請求期限2年)

問い合わせ先	国保医療年金課 高齢者医療係	電話：5742-6736
	(区役所本庁舎 4階)	FAX：5742-6741

4. お子さんが亡くなられた場合

● 児童手当について

問い合わせ先	子育て応援課 手当医療助成担当	電話：5742-6721
	(区役所本庁舎 7階)	FAX：5742-6387

● その他子どもに関する手当/医療費助成について

問い合わせ先	子育て応援課 手当医療助成担当	電話：5742-9174
	(区役所本庁舎 7階)	FAX：5742-6387

5. 障害のある方が亡くなられた場合

● 身体障害者手帳の返還

● 愛の手帳の返還

問い合わせ先	障害者支援課 障害認定事務係 (区役所本庁舎 3階)	電話：5742-6710 FAX：3775-2000
--------	-------------------------------	-------------------------------

● 障害者(児)関連手当／心身障害者(児)医療費助成(障)について

問い合わせ先	障害者支援課 障害給付事務係 (区役所本庁舎 3階)	電話：5742-7858 FAX：3775-2000
--------	-------------------------------	-------------------------------

● 精神障害者保健福祉手帳の返還

● 自立支援医療(精神通院)受給者証の返還

問い合わせ先	品川保健センター (北品川 3-11-22)	電話：3474-2225 FAX：3474-2034
	大井保健センター (大井 2-27-20)	電話：3772-2666 FAX：3772-2570
	荏原保健センター (荏原 2-9-6)	* 電話：3788-7014 * FAX：3788-7900
	(令和5年7月中旬より西五反田 6-6-6 へ仮移転)	

* 令和5年7月中旬より変更予定あり

6. その他の手続き

● 特定医療費(指定難病)受給者証の返還

● 被爆者健康手帳の返還

● 被爆者葬祭料の支給申請(死亡者のお子さま)(請求期限5年)

問い合わせ先	品川保健センター (北品川 3-11-22)	電話: 3474-2225 FAX: 3474-2034
	大井保健センター (大井 2-27-20)	電話: 3772-2666 FAX: 3772-2570
	荏原保健センター (荏原 2-9-6)	* 電話: 3788-7014 * FAX: 3788-7900
	(令和5年7月中旬より西五反田 6-6-6へ仮移転)	
	* 令和5年7月中旬より変更予定あり	

※特定医療費(指定難病)受給者証の返還については、区役所7F保健予防課でも対応いたします。

● 公害医療手帳の返還

問い合わせ先	健康課 公害補償係 (区役所本庁舎 7階)	電話: 5742-6747 FAX: 5742-6883
--------	--------------------------	---------------------------------

● バイク(排気量125cc以下)の名義変更や廃車

問い合わせ先	税務課 軽自動車税担当 (区役所本庁舎 4階)	電話: 5742-6667 FAX: 5742-7108
--------	----------------------------	---------------------------------

● 区民税・都民税の納付

未納がある場合は、担当窓口にお問い合わせください。

問い合わせ先	税務課 収納管理係 (区役所本庁舎 4階)	電話: 5742-6669 FAX: 3777-1292
--------	--------------------------	---------------------------------

● 医療従事者免許証(医師、歯科医師、薬剤師、看護師等)の返納

問い合わせ先	品川区保健所 生活衛生課 医薬担当 (区役所本庁舎 7階)	電話: 5742-9137 FAX: 5742-9104
--------	-------------------------------------	---------------------------------

● 調理師、製菓衛生師の名簿登録削除

問い合わせ先	品川区保健所 生活衛生課 食品衛生担当 (区役所本庁舎 7階)	電話：5742-9139 FAX：5742-9104
--------	---------------------------------------	-------------------------------

● 飼い犬の登録事項の変更

飼い主が亡くなられた場合は、変更手続きが必要です。

問い合わせ先	品川区保健所 生活衛生課 庶務係 (区役所本庁舎 7階)	電話：5742-9132 FAX：5742-9104
--------	------------------------------------	-------------------------------

● クリーニング師免許証の返納

問い合わせ先	品川区保健所 生活衛生課 環境衛生担当 (区役所本庁舎 7階)	電話：5742-9138 FAX：5742-9104
--------	---------------------------------------	-------------------------------

● 遺品整理に伴う大量の生活ごみ

遺品整理に伴い大量の生活ごみを処分する場合はご相談ください。

問い合わせ先	品川区清掃事務所 事業係 (大崎 1-14-1)	電話：3490-7051 FAX：3490-7041
--------	-----------------------------	-------------------------------

● 民有林について

地域森林計画の対象になっている民有林の所有者が亡くなり、新たに土地の所有者になった方は、森林法第十条の七の2により、森林のある市区町村に届出が必要になります。

問い合わせ先	東京都森林事務所 保全課 計画担当 (青梅市河辺町 6-4-1)	電話：0428-22-1155 FAX：0428-23-5994
--------	--	-------------------------------------

● 工場・指定作業場の届出

工場・指定作業場の代表者が亡くなられ、代表者を変更する場合または事業を廃止する場合は届出が必要です。

問い合わせ先	環境課 指導調査係 (区役所本庁舎 6階)	電話：5742-6751 FAX：5742-6853
--------	--------------------------	-------------------------------

7. 住民票・戸籍等の証明発行

● 住民票の請求

亡くなられた方の住民票が必要な場合、請求者の請求権を確認するために戸籍などの資料等の提示が必要になります。なお代理人(請求者以外の方)が申請する場合は委任状と委任者の請求権が確認できる資料が必要です。事前に住民登録地にご連絡ください。

問い合わせ先 住民登録地が品川区の場合
戸籍住民課 証明交付係 電話：5742-6659
(区役所議会棟 3階) FAX：5709-7625
※品川区以外に住民登録をされている方は、住民登録地の区市町村にお問い合わせください

● 戸籍全部(個人)事項証明・戸籍(除籍)謄本(抄本)

亡くなられた方の戸籍証明が必要な場合、請求者の請求権を確認するために戸籍などの資料等の提示が必要になります。なお代理人(請求者以外の方)が申請する場合は委任状と委任者の請求権が確認できる資料が必要です。事前に本籍地にご連絡ください。
また、必要な戸籍の種類については、あらかじめ提出先の機関にご確認ください。

問い合わせ先 本籍地が品川区の場合
戸籍住民課 証明交付係 電話：5742-6659
(区役所議会棟 3階) FAX：5709-7625
※品川区以外に本籍がある方は、本籍地の区市町村にお問い合わせください

住民票や戸籍は、郵送請求が可能です。
請求方法は、各担当窓口にお問合せください。
FAX での申請等は受け付けておりません。

● 住民票の郵送請求

問い合わせ先 戸籍住民課 住民票郵送担当 電話：5742-6770
FAX：5709-7625

● 戸籍の郵送請求

問い合わせ先 戸籍住民課 戸籍郵送担当 電話：5742-6388
FAX：5709-7625

8. 区役所以外の手続き

区役所以外の手続については、下記の施設へ直接問い合わせください。

チェック	項目	手続き場所	電話
<input checked="" type="checkbox"/>	公共料金 (電気・ガス・水道等)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力 エナジーパートナー カスタマーセンター東京 ・東京ガス お客さまセンター ・東京都水道局 お客さまセンター 	0120-995-001 0570-002-211 0570-091-100
<input checked="" type="checkbox"/>	電話	NTT、各電話会社、 最寄りの電話局、営業所など	
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話	各携帯電話会社	
<input checked="" type="checkbox"/>	NHK 受信料	NHK ふれあいセンター	0570-077-077
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカード	各クレジット会社	
<input checked="" type="checkbox"/>	生命保険	各生命保険会社	
<input checked="" type="checkbox"/>	簡易保険	かんぱコールセンター	0120-552-950
<input checked="" type="checkbox"/>	不動産(土地・建物等)	死亡した方の名義の不動産 を管轄する法務局	
<input checked="" type="checkbox"/>	株式	会社、信託銀行、証券会社等	
<input checked="" type="checkbox"/>	普通自動車、 125ccを超えるバイク	関東運輸局東京運輸支局	050-5540-2030
<input checked="" type="checkbox"/>	軽自動車	軽自動車検査協会 東京主管事務所	050-3816-3100
<input checked="" type="checkbox"/>	運転免許証	最寄りの警察署	品川 3450-0110 大崎 3494-0110 大井 3778-0110 荏原 3781-0110 荏原海岸 3570-0110
<input checked="" type="checkbox"/>	社会保険関係の 問い合わせ	勤務先	
<input checked="" type="checkbox"/>	各カードの返還 (旧外国人登録証明書・ 在留カード・ 特別永住者証明書)	東京出入国在留管理局	0570-034259

9. 身近な人、大切な人を亡くした時

身近な人、大切な人を亡くすことは、誰にとっても大変悲しく、つらい出来事です。遺された人には、大人にも子どもにもいろいろな感情がおこり、苦しみや悲しみだけでなく、こころやからだ、その他いろいろな影響が出るといわれています。

それらを消すことは、なかなかできないことですが、身近な人、大切な人を亡くした方を支える活動があります。

◇ 身近な人、大切な人を自死(自殺)で亡くした方のつどい ◇

品川区わかちあいの会

- 開 催：偶数月第4金曜日
- 会 場：品川保健センター

問い合わせ先 品川区保健所 保健予防課 電 話：5742-9152
(区役所本庁舎 7階) FAX：5742-6013

◇ 子どものためのつどい ◇

身近な人を亡くした子どもとその家族のつどい

身近な人を亡くした若者のつどい

- 開 催：毎月1回
- 会 場：聖路加国際病院小児総合医療センター
またはオンライン(ZOOM)開催あり

問い合わせ先 NPO 法人全国自死遺族総合支援センター(グリーフサポートリンク)
電 話：080-5428-4350
メール：office@izoku-center.or.jp

◇ 身近な人を自死(自殺)で亡くした方のための電話相談 ◇

自死遺族相談ダイヤル

NPO 法人全国自死遺族総合支援センター(グリーフサポートリンク)

電話：3261-4350 10時～20時(毎週木曜日)

10時～18時(毎週日曜日)

自死遺族傾聴電話

NPO 法人グリーフケア・サポートプラザ

電話：3796-5453 12時～16時(毎週火・木・土曜日)

◇ SIDS等で子どもを亡くした方のための電話相談 ◇

(東京都)赤ちゃんを亡くされたご家族のための電話相談

電話：5320-4388 10時～16時(毎週金曜日)

◇ ころとからだの健康相談 ◇

問い合わせ先 品川保健センター 電話：3474-2225

(北品川 3-11-22) FAX：3474-2034

大井保健センター 電話：3772-2666

(大井 2-27-20) FAX：3772-2570

荏原保健センター 電話：3788-7014

(荏原 2-9-6) FAX：3788-7900

(令和5年7月中旬より西五反田 6-6-6へ仮移転)

* 令和5年7月中旬より変更予定あり

問い合わせ先

品川区保健所 保健予防課 保健予防係 電話：5742-9152

(区役所本庁舎 7階) FAX：5742-6013



発行:品川区 地域振興部 戸籍住民課
編集・制作:株式会社リンク
令和5年4月1日作成